

報告（1）

水戸市地域文化財制度について

1 目的

長い歴史と伝統に培われ、豊かな自然に彩られた本市には、過去から現在へ受け継がれ、そして未来に引き継ぐべき貴重な文化財が多数存在し、弘道館、偕楽園等、国、県、市の指定文化財が189件（※2017（平成29）年4月1日現在）ある。

その一方で、指定文化財に指定されていないものの、地域で守り伝えられている、又は地域を知るうえで必要である歴史的資源や自然等といった「地域の文化財」が多数存在する。

こうした地域の文化財を掘り起し、広く周知するための新たな制度として「水戸市地域文化財」を設ける。地域の文化財の存在を幅広く市民に知ってもらうことで、地域に対して誇りと愛着を持つとともに、将来の世代に引き継ぎ、又は語り継いでいくことができるような環境を醸成することを目的とする。

2 認定基準

文化財のうち、次の各号のいずれにも該当するものを水戸市地域文化財に認定する。

- (1) 本市の区域内に存するもの（無形文化財、無形の民俗文化財はこの限りではない。）
- (2) 地域が守ってきたもの。または地域を知るうえで必要なもの
- (3) 所有者等又は保持者等（以下「所有（保持）者等」という）が明確であるもの
- (4) 成立後おおむね50年を経過しているもの
- (5) 文化財保護法、茨城県文化財保護条例及び水戸市文化財保護条例の規定による指定又は登録を受けていないもの

※(2)の例

以下のいずれかに該当する文化財

① 地域の歴史や文化を伝える資料や作品（有形文化財）

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料ほか

② 地域に古くから伝わるすぐれた技術・技法（無形文化財）

演劇、音楽、工芸技術ほか

③ 地域の人々の生活文化を伝えるもの（民俗文化財）

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及び民俗芸能並びにこれらに用いられる衣服、器具、家屋ほか

④ 地域の史跡や名勝、天然記念物（記念物）

貝塚、古墳、城跡、旧宅、庭園、橋りょう、峡谷、動物（生息地、繁殖地、渡来地含む）、植物（自生地含む）、地質鉱物ほか

3 認定によるメリット

- (1) **保存・活用への助言**・・・水戸市地域文化財の修理や日常の保存方法、活用手段に対して、教育長が必要があると認めた場合や、所有（保持）者等から要請があった場合は、適切な助言や情報提供を行う。
- (2) **教育・イベント等での活用**・・・学校の教育活動、水戸の歴史や文化財に関するイベント等において、水戸市地域文化財を積極的に活用する。
- (3) **説明板の設置**・・・水戸市地域文化財の保存状況及び所有（保持）者等の意向を踏まえ、説明板又は案内板を設置する。
- (4) **広報などの支援**・・・「広報みと」や市のホームページ、SNS等を通して、水戸市地域文化財のPRを行う。

4 認定手続

水戸市地域文化財に認定されるためには、所有（保持）者等から水戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）へ推薦書を提出する必要がある。教育長は、推薦書の提出を受けた後、水戸市文化財保護審議会へ諮問し、同審議会からの答申を踏まえ認定する。

5 認定後に所有者が行う手続

- (1) 所有（保持）者等の変更や転居、水戸市地域文化財を保管する場所が変更になった場合等の届け出・・・「変更届」
- (2) 修理等の届け出・・・「修理届」を提出 ※災害時など緊急時は例外
- (3) 滅失(めっしつ)(毀損(きそん)・亡失・盗難)の届出・・・「滅失(毀損・亡失・盗難)届」
⇒いずれも教育長へ届け出

6 制度運用開始予定

平成 30（2018）年 4 月 1 日

議案第1号

水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

水戸市立学校管理規則(昭和55年水戸市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項第7号中「8月28日」を「8月26日」に改め、同項第8号中「12月25日」を「12月24日」に、「1月6日」を「1月7日」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月1日提出

水戸市教育委員会教育長 本 多 清 峰

新 旧 対 照 表

教育委員会事務局教育部学校教育課

現行	改正（案）
<p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3)及び(4) 削除</p> <p>(5) 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）に規定する県民の日</p> <p>(6) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで（ただし、第1学年は入学式の前日まで）</p> <p>(7) 夏季休業日 7月21日から8月28日まで</p> <p>(8) 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで</p> <p>(9) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで（ただし、卒業学年は卒業式の翌日から3月31日まで）</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、水戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育長の承認を得た日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第7号から第9号までに掲げる休業日の初日の前日が同項第1号又は第2号に掲げる休業日（以下「他の休業日」という。）であるときは、当該初日以後においてそ</p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3)及び(4) 削除</p> <p>(5) 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）に規定する県民の日</p> <p>(6) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで（ただし、第1学年は入学式の前日まで）</p> <p>(7) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(8) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで</p> <p>(9) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで（ただし、卒業学年は卒業式の翌日から3月31日まで）</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、水戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育長の承認を得た日</p>

の日に最も近い他の休業日以外の日の翌日を当該休業日の初日とし、同項第7号及び第8号に掲げる休業日の末日の翌日が他の休業日であるときは、当該末日以前においてその日に最も近い他の休業日以外の日の前日を当該休業日の末日とする。

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、あらかじめ授業日変更承認申請書（様式第1号）により教育長の承認を得て休業日に授業を行い、授業日を休業日にすることができる。

2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、あらかじめ授業日変更承認申請書（様式第1号）により教育長の承認を得て休業日に授業を行い、授業日を休業日にすることができる。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

次回以降の教育委員会会議等日程（案）

平成30年2月1日現在

区 分	日 時	場 所	備 考
第3回教育委員会定例会	平成30年2月21日（水） 午後4時45分から	南側臨時庁舎 中会議室	教育委員会定例会と総合教育会議の予定を入れ替えました。
総合教育会議	平成30年2月21日（水） 午後6時15分から	南側臨時庁舎 中会議室	
第1回教育委員会臨時会	平成30年3月中旬	総合教育研究所 研究室5・6	
第2回教育委員会臨時会	平成30年3月下旬	総合教育研究所 研究室5・6	
平成29年度末教職員辞令交付式	平成30年3月30日（金） 午後3時から	総合教育研究所 視聴覚ホール	
平成30年度始め教職員辞令交付式	平成30年4月2日（月） 午後1時30分から	総合教育研究所 視聴覚ホール	
第4回教育委員会定例会	平成30年4月13日（金） 午後5時から	総合教育研究所 研究室5・6	
校長会・教頭会合同歓送迎会	平成30年4月13日（金） 午後6時から	水戸京成ホテル 瑠璃の間	
第5回教育委員会定例会	平成30年4月26日（木） 午後5時から	総合教育研究所 研究室5・6	終了後、むつみ会 歓送迎会となります。

※ **ゴシック体**は、追加日程です。